

HASHIKAMI

広報

はしかみ

2007年(平成19年)

5月号

May
No.572



海の恵みに感謝

◆5月号のおもな内容◆

- | | | | |
|---------------------|----|------------------------|----|
| ・階上町議会議員一般選挙投票結果 | 2P | ・「協働のまちづくり」住民懇談会を開催します | 5P |
| ・6月3日は青森県知事選挙の投票日です | 3P | ・階上町財政比較分析表 | 6P |
| ・臥牛山まつりのお知らせ | 4P | ・浄化槽を設置される方へ | 7P |

平成19年4月22日執行 階上町議会議員一般選挙投票結果

新町議会議員(敬称略)

| 氏名 | 得票数 | 新・現 |
|--------|------|-----|
| 石川 清人 | 688票 | 現 |
| 重文字 勝義 | 680票 | 現 |
| 松森 蒿 | 614票 | 現 |
| 郷州 公典 | 613票 | 現 |
| 鹿原 章男 | 548票 | 現 |
| 木村 勝彦 | 545票 | 現 |
| 畑中 弘實 | 537票 | 現 |
| 林 貢 | 524票 | 新 |
| 浜谷 政己 | 502票 | 新 |
| 山田 恵治 | 465票 | 現 |
| 大江 和夫 | 442票 | 新 |
| 土橋 信夫 | 441票 | 現 |
| 加藤 祐 | 440票 | 現 |
| 百目木 和俊 | 430票 | 新 |

投票所毎男女別投票率

| 投票所名 | 投票率(%) | | |
|--------------|--------|-------|-------|
| | 男 | 女 | 計 |
| 第1 石鉢ふれあい交流館 | 58.73 | 67.69 | 63.21 |
| 第2 金山沢集会所 | 80.54 | 86.55 | 83.56 |
| 第3 田代集会所 | 87.39 | 94.64 | 91.03 |
| 第4 森の交流館 | 74.49 | 82.67 | 78.62 |
| 第5 登切集会所 | 89.94 | 85.94 | 87.87 |
| 第6 追越集会所 | 71.19 | 82.99 | 77.15 |
| 第7 道仏集会所 | 70.94 | 82.97 | 77.06 |
| 第8 小舟渡集会所 | 73.73 | 89.28 | 81.99 |
| 第9 赤保内集会所 | 64.35 | 67.63 | 66.04 |
| 第10 道仏体育館 | 70.59 | 83.21 | 77.09 |
| 第11 蒼前集会所 | 52.54 | 63.53 | 57.72 |
| 第12 耳ヶ吠東集会所 | 54.99 | 61.98 | 58.50 |
| 合計 | 64.63 | 74.03 | 69.35 |

子どもたちの励みに

～上野正蔵氏がネームプレートを寄贈～

第71代青森県議会議長(平成15年5月～平成16年6月)を務めた前青森県議会議員上野正蔵氏が、当時のネームプレートを母校である道仏小学校へ御寄贈されました。

上野氏は「長い間町政や県政にかかわった者として何か子どもたちの励みになるものとは考え、名札を飾って貰おうと思い寄贈しました。」と、元気な子どもたちを前に話してくれました。

道仏小学校の高見和助校長は「貴重な御品を御寄贈いただきました。この偉大な足跡を児童に伝えるとともに、今後の児童の励みとさせていただきます。」と、感激していました。

◆道仏小学校玄関ホールに展示されたネームプレート



◇沼口会長(前列右端)と「歩こう会」の皆さん



「歩こう会」が誕生!!

～びんぴんしてる会修了生が自主サークル立ち上げ～

4月18日、本町の健康づくり事業「びんぴんしてる会」修了生、沼口スミ氏が立ち上げたサークル「歩こう会」の活動がスタートしました。

会の発足は、「1人より仲間と楽しく、道端のゴミを少しでも拾えれば、健康増進と環境美化につながる」と考えたのがきっかけ。

この日は、集まった10名の会員が、心地よい春の陽射しの中、町民体育館を起点に約1時間のウォーキングとゴミ拾いに汗を流しました。

どなたでも入会できますので、興味のある方は保健福祉課(☎88-2219)までお問い合わせせ

6月3日(日)は 青森県知事選挙の投票日です。



| | |
|--------------------------|---|
| 【投票】 | 午前7時から午後8時まで 町内12か所の投票所 |
| 【開票】 | ハートフルプラザ・はしかみ 午後8時50分から |
| 【投票できる方】 | 昭和62年6月4日以前に生まれた方で、平成19年2月16日以前に住民票が作成され、選挙人名簿に登録されている方 |
| 【投票方法】 | 投票は、投票しようとする候補者氏名の上欄に○印のスタンプを押す「記号式」です。誤って投票用紙を汚損したり、○印を間違えて押したときは、投票用紙を取り替えることができますので、係員にお申し出ください。 ※期日前投票及び不在者投票は、候補者氏名を記入する「自書式」です。 |
| 【投票所入場券】 | 入場券は、1枚のはがきに2人分の名前を印刷して郵送します。当日は一人一人切り離して投票所へお持ちください。入場券が届かない場合や、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、当日係員にお申し出ください。 |
| 【転出した方】 | 階上町から平成19年2月17日以降に青森県内の他市町村に転出した方は「引き続き青森県内に住所を有する証明書」を持参すれば階上町で投票できます。※青森県外へ住所を移した方は投票できません。 |
| 【期日前投票】 又は 【不在者投票】 | 投票日に、仕事や病気、旅行などで投票所へ行くことができない方は、期日前投票又は不在者投票をすることができます。 ●期日前投票又は不在者投票のできる期間● 5月18日(金)から6月2日(土)まで ①本町で期日前投票をする方 投票所入場券を持参の上、期日前投票所(役場1階)までおいでください。 ※投票時間 午前8時30分～午後8時まで ②他の市町村で不在者投票をする方 出稼ぎなどで、既に他の市町村に滞在している方は、滞在地の選挙管理委員会でも不在者投票ができますので、早めに本町選挙管理委員会へ投票用紙の請求をしてください。 ※不在者投票のできる期間については、滞在地の選挙管理委員会にお問い合わせください。 ③指定病院等で不在者投票をする方 指定されている病院等に入院している方は、病院等の長を通じて投票用紙などの請求をしてください。 ④郵便による不在者投票(在宅投票) 定められた理由に該当する身体障害者などで、 郵便投票証明書をお持ちの方は、在宅投票ができます。 請求は投票日の4日前(5月30日)までですので、早めに請求してください。 |

【問い合わせ】 階上町選挙管理委員会 ☎88-2112

第10回

つつじ&ジンギスカンLOVEフェスタ

県立自然公園 階上岳

がぎゅうざん

臥牛山まつり

2007

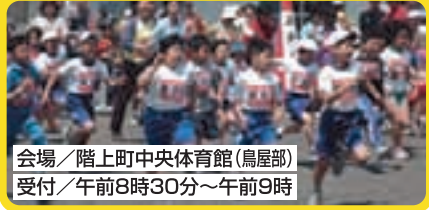
5/26土 27日

会場 / 交流の森広場

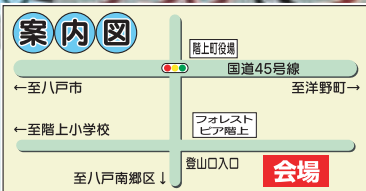
会場は気温が低いので寒くないように防寒具などをご用意下さい。

5/27日 第16回 つつじマラソン

雨天決行
午前10時スタート



会場 / 階上町中央体育館(鳥屋部)
受付 / 午前8時30分~午前9時



シャトルバス運行表

| 役場裏 | | 大開平 | | |
|------------|------------|--------------|------------|------------|
| 役場裏 駐車場 | 農協前 | 交流の森 駐車場前 | 放牧場 駐車場 | 大開平 |
| 9:20 | 9:21 | 9:30 | | |
| 10:00 | 10:01 | 10:10 | 10:25 | 10:30 |
| 12:00 | 12:01 | 12:10 | 12:25 | 12:30 |
| 13:50 | 13:51 | 14:00 | 14:15 | 14:20 |
| 大開平 | 放牧場 駐車場 | 交流の森 駐車場前 | 農協前 | 役場裏 駐車場 |
| 11:10 | 11:25 | 11:34 | 11:44 | 11:45 |
| 13:00 | 13:15 | 13:24 | 13:33 | 13:34 |
| 15:30 | 15:45 | 15:54 | 16:03 | 16:04 |

※当日、車輛の混雑が予想されますのでシャトルバスをご利用下さい。

- ラム焼肉コーナー
● 800円(生ラム・野菜・タレ付き) ● 1日限定400食限り
- 各種出店コーナー
- ふれあい牧場
(階上岳放牧場)

26 土曜日

- 10:00~ 臥牛山まつり開会セレモニー
- 10:20~ 臥牛太鼓・よさこい(石鉢小学校)
- 10:50~ 鳥屋部えんぶり(鳥屋部えんぶり組)
- 11:20~ 平内鶏舞(登切小学校)
- 14:00~ 龍神こだま太鼓(金山沢小学校)

13:00~ わせ 階上早生そば 早食い大会 (無料)

14:30~ 階上町出身 梢洋子歌謡ショー

27 日曜日

- 14:00~ FM青森公開録音
- 10:20~ バンド演奏
Sachi&Boys
LovelyJets
- 13:00~ 階上早生そば 早食い大会 (無料)

中村あゆみ コンサート

楽しく学ぶ交通安全!

県民共済 走れ三二新幹線

- 5月26日(土) 14:00~16:00
- 5月27日(日) 10:00~12:00 (無料)

主催 / 臥牛山まつり実行委員会

後援 / 階上町・階上町観光協会・八戸広域農業協同組合・三八地方森林組合・階上漁業協同組合・階上町商工会・臥牛の郷生活研究連絡協議会

平成19年度 階上町職員(大卒程度)募集

《職種・募集人員》

上 級：一般行政事務 若干名（大学卒業程度）
上 級：社会福祉事務 1名（大学卒業程度）

《受験資格》

一般行政事務

昭和57年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業した者又は平成20年3月31日までに大学卒業見込みの者

社会福祉事務

昭和52年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、社会福祉士の資格を有する者又は平成20年3月31日までに取得する見込みの者

《試験の内容》

- ①一次試験 教養試験（2時間）・専門試験（2時間）
- ②二次試験 論文・面接試験・適正検査（※一次試験合格者のみ）

《試験日・会場》

- ①一次試験 6月24日（日）午前10時
- ②試験会場 ハートフルプラザ・はしかみ（階上町役場裏）
- ③二次試験 一次試験合格者に追って通知します。

《受験手続・受付期間》

6月4日（月）までに階上町職員採用試験申込書を総務課に提出してください。

募集要項等は町ホームページでもご覧になれます。

URL <http://www.town.hashikami.aomori.jp>

【問い合わせ・申し込み】 総務課 総務グループ ☎88-2112

階上町臨時職員募集

◎職種・募集人員

介護支援専門員 1名

◎仕事の内容

- ・介護予防サービス計画の作成業務
- ・高齢者の相談、訪問業務等

◎必要な資格・免許

- ・保健師又は看護師の資格、普通自動車運転免許

◎勤務条件

- ・勤務時間 9:00～15:45（土日・祝祭日は休み）
- ・賃 金 1日 9,600円
- ・通勤手当支給
- ・雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金有り

◎受付期間

6月4日（月）までに履歴書を保健福祉課に提出してください。

【問い合わせ・申し込み】 保健福祉課 福祉グループ ☎88-2641

【シリーズ協働のまちづくり②】「協働のまちづくり」住民懇談会を開催します

少子・高齢化社会、地方分権の進行といった社会の状況の変化に伴い、地方における自治体は、これまで以上に独自の特色あるまちづくりが求められています。

町ではこのことに対応するため、「協働のまちづくり」の推進に取り組んでおり、3月には町の“憲法”というべき「階上町協働のまちづくり条例」が制定され、今後この条例に基づいてまちづくりを行う考えであります。

この「協働のまちづくり」に関しまして、町民の皆様の理解が深まることを目的に、下表により地区懇談会を開催いたします。皆様お誘い合わせのうえ、多数ご参加ください。

| 地区名 | 月 日 | 場 所 | 地区名 | 月 日 | 場 所 |
|-------|----------|--------|-------|----------|---------------|
| 角 柄 折 | 5月17日(木) | 森の交流館 | 榊 | 5月24日(木) | 道仏公民館 |
| 鳥 屋 部 | | | 駅 前 | | |
| 金 山 沢 | | | 道 仏 | | |
| 田 代 | 5月18日(金) | 晴山沢集会所 | 小 舟 渡 | 5月29日(火) | 石鉢ふれあい 交流館 |
| 晴 山 沢 | | | 石 鉢 | | |
| 平 内 | | | 蒼 前 | | |
| 荒 谷 | 5月23日(水) | 追越集会所 | 野 場 中 | 5月30日(水) | 赤保内集会所 |
| 大 蛇 | | | 赤 保 内 | | |
| 追 越 | | | 耳ケ吠東 | | |
| | | | 耳ケ吠西 | | |

※いずれも時間は午後7時～午後8時30分まで

【問い合わせ】 総務課 企画財政グループ ☎88-2113

階上町財政比較分析表(平成17年度決算)

分 析 欄

【財政力指数】

ここ4年間で連続した伸びを見せており、0.33となっているものの、町内企業の業績及び個人所得の低迷等により税収入が思うように伸びず、また元々の脆弱な財政基盤のため、類似団体平均を下回っている。ただし、徴収率が88% (16年度 86.2%) となっており、17年度より本格的に取り組んでいる税徴収率向上への取組みが成果を上げている。今後は定員管理・給与の適正化等による歳出削減を実施するとともに、今後とも滞納額の圧縮など更なる徴収業務の強化や18年度からは町有地の売却にも取り組むなど、より一層の歳入の確保に努める。

【経常収支比率】

扶助費及び公債費の増加により91.4%と類似団体平均を上回っている。扶助費については、資格審査等の適正化による抑制を図るとともに、地方債の積極的な借換、繰上償還等による抑制に努める。

【実質公債費比率】

一般会計の元利償還金の増加や公共下水道会計への元利償還金に対する繰出金の増加等に伴い、類似団体平均を1.3上回っている。今後も増加傾向を示すことが確実であるため、高金利な町債を低金利な地方債へと借換えるか、繰上償還を行うなどし、その抑制に努める。

【人口1人当たり地方債現在高】

類似団体平均を上回っている。人件費をはじめ義務的な経費の削減を中心とする行財政改革を強力に進めるとともに、今後、新規町債発行額を当該年度の元金償還額以下に抑制し、起債現在高の減額及び財政の健全化に努める。

【ラスパイレズ指数】

94.8と類似団体平均を1.2上回っている。17年度からは特別昇給や管理職手当、住居手当等、諸手当の見直しや給与の削減に取り組んでおり、今後においても機構改革や人事評価導入による給与体系の見直しによる削減に努める。

【人口1,000人当たり職員数】

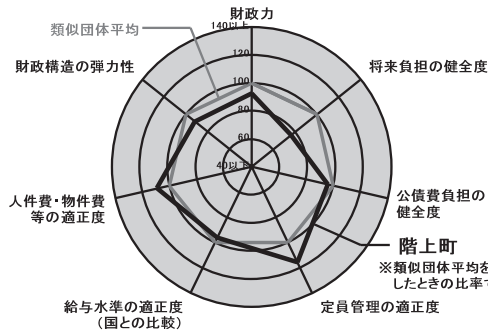
過去からの新規採用抑制により類似団体平均を下回っている。今後もこの水準を維持できるように努める。

【人口1人当たり人件費・物件費等決算額】

17年度から実施した特別職の給料等、議員期末手当、職員に関する諸手当等の削減により、類似団体平均を下回っている。また18年度から導入している指定管理者制度についても、その適用範囲を広げ、コストの低減を図っていく方針である。

青森県 階上町

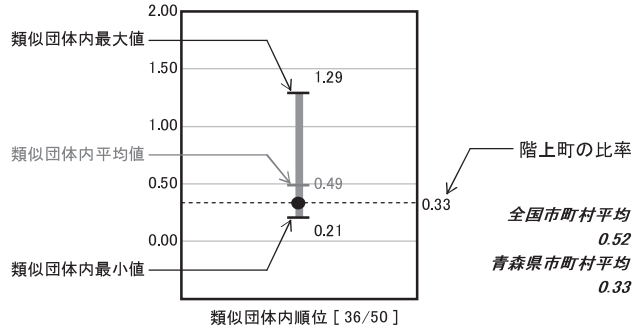
| | |
|------|----------------------|
| 人 口 | 15,117人(H18.3.31現在) |
| 面 積 | 93.87km ² |
| 歳入総額 | 5,653,916千円 |
| 歳出総額 | 5,513,213千円 |
| 実質収支 | 124,175千円 |



※類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を言う。

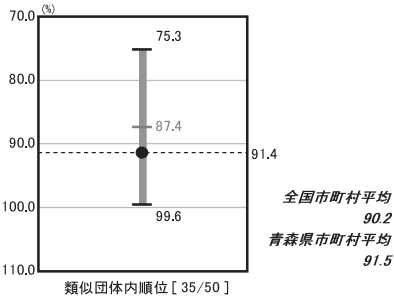
財 政 力

財政力指数 [0.33]



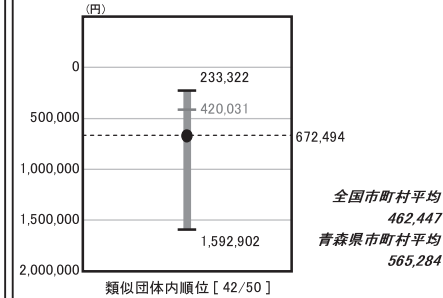
財政構造の弾力性

経常収支比率 [91.4%]



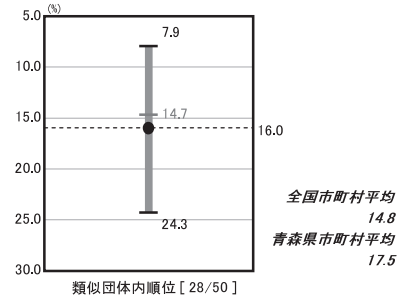
将来負担の健全度

人口1人当たり地方債現在高 [672,494円]



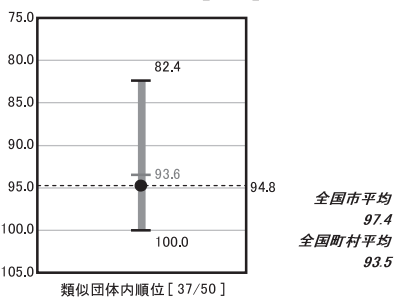
公債費負担の健全度

実質公債費比率 [16.0%]



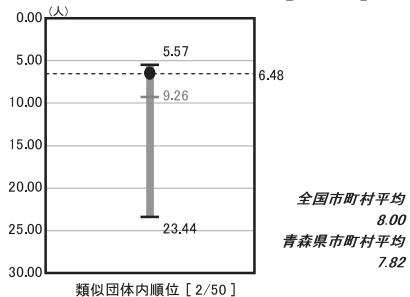
給与水準の適正度(国との比較)

ラスパイレズ指数 [94.8]



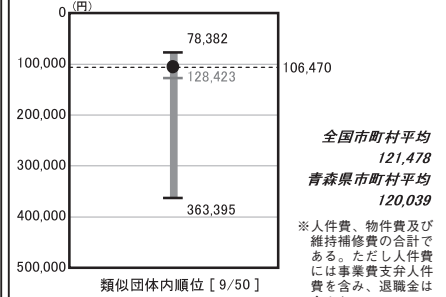
定員管理の適正度

人口1,000人当たり職員数 [6.48人]



人件費・物件費等の適正度

人口1人当たり人件費・物件費等決算額 [106,470円]



浄化槽を設置される方へ

浄化槽を設置する方に対し、設置費用の一部を補助します。この補助は国の制度によるもので数に限りがありますので、定数に達した場合は締め切らせていただきます。詳しくは、浄化槽設置前に産業建設課土木建設グループにお問い合わせください。

■受付期間 12月28日（金）まで

■対象地域

階上町内全域（大蛇地区漁業集落排水処理区域及び石鉢・赤保内処理区公共下水道事業認可区域は除く。）

■対象建物

専用住宅及び併用住宅。ただし、単独浄化槽又は

汲み取り式からの変換の場合に限ります。

※新築住宅への浄化槽設置は対象外です。

■補助金額

平成19年4月改正

| 住宅延べ面積 | 浄化槽の大きさ | 補助限度額 | 設置予定数 |
|--------|---------|-------|-------|
| 130㎡以下 | 5人槽 | 352千円 | 9基 |
| 130㎡超 | 6～7人槽 | 441千円 | 18基 |
| 2世帯住宅 | 8～10人槽 | 588千円 | 1基 |

屋外広告物を表示するときはルールを守りましょう！

1. 屋外広告物の規制

はり紙、はり札、旗、のぼり、広告板等の屋外広告物については、美観風致の維持及び公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法や青森県屋外広告物条例が定められています。

2. 規制内容

- ①許可地域で広告物を表示するためには、許可を受けなければなりません（禁止地域を除く都市計画区域）。
- ②禁止地域では広告物を表示することはできません（第1種低層住居専用地域、県立自然公園、学校、公衆便所等）。
- ③禁止物件には広告物を表示することはできません。（道路標識、信号機、街路樹、消火栓等）

3. 許可の手続き

- ①許可地域に広告物等を出そうとするときは、産業建設課土木建設グループに相談してください。
- ②許可の期間は、広告物の種類によって異なりますが、最大で3年以内となっています。継続して表示する場合は、必ず更新の手続きを行ってください。
- ③広告物を表示した人は、良好な状態に保ち、必要がなくなった場合は、責任をもって取り外してください。

4. 屋外広告業の登録制度

屋外広告業の営業を行おうとする者は、知事の登録を受けなければなりません。

【問い合わせ】産業建設課 土木建設グループ ☎88-2120

階上町行政文書・個人情報開示の実施状況（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

情報公開制度は、行政文書を公開することによって、町の保有する情報の一層の公開を図り、町の活動を町民の皆さんにご説明し、開かれた町政を推進することを目的としています。平成18年度の実施状況をお知らせします。

◆行政文書開示請求の件数および開示決定等の状況

| 区分 | 請求件数 | 決定の状況 | | | | |
|------|------|-------|------|-----|-----|-----|
| | | 開示 | 部分開示 | 不開示 | 不存在 | 取下げ |
| 開示請求 | 1件 | 1件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

◆個人情報開示請求の件数および開示決定等の状況

| 区分 | 請求件数 | 決定の状況 | | | | |
|------|------|-------|------|-----|-----|-----|
| | | 開示 | 部分開示 | 不開示 | 不存在 | 取下げ |
| 開示請求 | 1件 | 1件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 口頭請求 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 合計 | 1件 | 1件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

◆開示等に対する異議申立ての件数

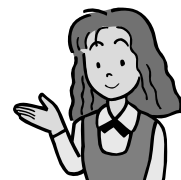
| | |
|-------|----|
| 異議申立て | 0件 |
|-------|----|

◆その他の請求、申出の状況

| | |
|--------|----|
| 訂正等の請求 | 0件 |
| 是正の申出 | 0件 |
| 苦情の申出 | 0件 |
| 任意公開 | 0件 |

町の行政資料などを閲覧できる情報公開コーナーは、役場庁舎2階ホワイエにあります。

開示請求は総務課総務グループで受付しています。



【問い合わせ】総務課 総務グループ ☎88-2112

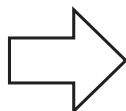
平成19年度から町・県民税が変わります

町・県民税住民税所得割の税率が10%になります

三位一体改革に伴う税制改正により、国の所得税から地方の住民税へ3兆円規模の税源移譲が行われます。町・県民税所得割の税率は、今までの5%、10%、13%の三段階から、所得の多い少ないにかかわらず一律10%（町民税6%、県民税4%）になります。これにより所得税の税率も以下のように変わります。

《平成18年度まで》

| 町・ 県民税 | 課税所得金額 | 税率 | |
|-----------|---------|------|-----|
| | 200万円以下 | 町 3% | 県2% |
| | 700万円以下 | 町 8% | 県2% |
| | 700万円超 | 町10% | 県3% |

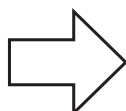


《19年度から》

| 課税所得金額 | 税率 | |
|--------|-----|-----|
| 一律 | 町6% | 県4% |

《平成18年分まで》

| 所得税 | 課税所得金額 | 税率 |
|----------|-----------|-----|
| | 330万円以下 | 10% |
| | 900万円以下 | 20% |
| | 1,800万円以下 | 30% |
| 1,800万円超 | 37% | |



《平成19年分から》

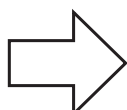
| 課税所得金額 | 税率 |
|-----------|-----|
| 195万円以下 | 5% |
| 330万円以下 | 10% |
| 695万円以下 | 20% |
| 900万円以下 | 23% |
| 1,800万円以下 | 33% |
| 1,800万円超 | 40% |

定率減税が廃止されます

平成11年度から景気対策のために導入されていた定率減税が平成19年度から廃止されます。

《平成18年度》

個人住民税所得割の7.5%を控除
(控除限度額：2万円)



《平成19年度》

廃止されます

所得税においても、平成18年分は税額の10%（控除限度額：12万5千円）が控除されていますが、平成19年分から廃止されます。

《平成18年度から実施されている改正の内容》

● 高齢者控除が廃止されています

65歳以上の方で前年の所得金額が1,000万円以下の場合に適用されていた高齢者控除（48万円）が、平成18年度より廃止されました。

● 65歳以上の方の非課税措置が廃止されています

65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が平成18年度より廃止されました。なお、昭和15年1月2日以前に生まれた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、経過措置が取られています（※平成20年度からは全額負担となります）。

平成19年度の住民税を試算したい方は、町のホームページをご利用ください!

URL <http://www.town.hashikami.aomori.jp/>

【問い合わせ】 町民課 税務グループ ☎88-2129

固定資産税とは？

固定資産（土地、家屋及び償却資産）に対し、その資産価値に課される税金です。

1. 納税義務者：毎年1月1日現在で固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有し、固定資産の課税台帳等に所有者として登録されている方

| 区分 | 課税台帳の名称 | 種類 |
|------|-----------------|-------------------------|
| 土地 | 土地登記簿又は土地補充課税台帳 | 田、畑、宅地、山林、池沼、牧場、雑種地など |
| 家屋 | 建物登記簿又は家屋補充課税台帳 | 住宅、店舗、工場、倉庫、事務所など |
| 償却資産 | 償却資産課税台帳 | 事業の用に供することのできる設備、機械器具など |

2. 税額の計算方法：**固定資産税の価格(課税標準額)×税率(1.4%(標準税率))**

3. 価格の決め方：課税の基礎となる価格は、固定資産評価基準によって価格を決定した後、固定資産課税台帳に登録されます。

4. 固定資産税の免税点：町内に所有する土地、家屋、償却資産ごとの課税標準額の合計が、次の金額に満たないときには課税されません。

◎土地30万円 ◎家屋20万円 ◎償却資産150万円

5. 固定資産税の特例（①～③土地、④家屋、⑤償却資産）

- ①住宅用地の特例 ※税額＝(評価額×1/3)×税率

住宅の敷地となっている土地(住宅用地)についての特例です。住宅用地は、建物の床面積の10倍までです。店や事務所などと居住部分が1つの土地の上にある場合は建物の全体の10倍を限度として居住部分の割合を基準とした一定の率により住宅用地が算出されます。

- ②小規模住宅用地の特例 ※税額＝(評価額×1/6)×税率

住宅用地のうち特に必要最小限の部分(200㎡)を更に2分の1に軽減するものです。小規模住宅用地は、戸数1戸について200㎡ですから、アパートなど独立した部分に分かれている建物の敷地については、その部分の数×200㎡まで認められます。残りの部分は住宅用地の特例を受けません。

- ③負担調整措置

3年に一度の土地の評価替えに伴う税負担の増加を緩和するための措置です。この負担調整措置によって、毎年徐々に評価額に基づく税負担に近づけていくこととなります。従来は、「前年度の課税標準額に、負担水準の区分に応じて異なる負担調整率を乗じる方式」でしたが、平成19年度は、「前年度の課税標準額に一律に当該年度の評価額（住宅用地にあっては、1/6又は1/3を乗じた額）の5%を加える方式」となります。

- ④新築住宅の特例

平成20年3月31日までに新築された住宅で、※**一定の基準**に該当するものは、新築後3年間、居住部分の床面積が120㎡(120㎡を超えるものは120㎡相当分)までの部分について、税額の2分の1の額が減額されます。

※専用住宅や併用住宅であること（併用住宅は、居住部分の割合が2分の1以上のもの）

※床面積要件50㎡（一戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡）以上280㎡以下

- ⑤償却資産

特殊な償却資産についていくつかの特例が設けられています。

6. 納期限：**◎第1期(5月31日) ◎第2期(7月31日) ◎第3期(10月1日) ◎第4期(11月30日)**

【問い合わせ】町民課 税務グループ ☎88-2114

児童手当のお知らせ

平成19年4月1日から児童手当制度が拡充されました

3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月額10,000円となりました。なお3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。※今回の改正で、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。

ただし、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5,000円となります。

制度の趣旨

児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的とした制度です。

支給要件

請求者が、①日本国内に住所を有し、②一定の児童を監護しかつその児童と一定の生計関係にあり、③所得が一定の額（下表）に満たないこと。

扶養親族所得制限額表

| 扶養親族数 | 本則給付 (すべての年金加入者を対象) | 特例給付 (国民年金以外の年金加入者を対象) |
|-------|------------------------|---------------------------|
| 0人 | 4,600,000円 | 5,320,000円 |
| 1人 | 4,980,000円 | 5,700,000円 |
| 2人 | 5,360,000円 | 6,080,000円 |
| 3人 | 5,740,000円 | 6,460,000円 |
| 4人 | 6,120,000円 | 6,840,000円 |
| 5人 | 6,500,000円 | 7,220,000円 |

※老人扶養親族がある場合には、左表の限度額に1人につき6万円加算されます。

※扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、1人につき38万円加算されます。

支給月額

- ・ 3歳未満 一律 10,000円 ※3歳到達後の翌月分からは第1子・第2子は5,000円
- ・ 3歳以上 第1子・第2子 5,000円、第3子以降 10,000円 ※12歳到達後最初の年度末まで支給

認定請求

- ・ 支給要件に該当すると思われる方は、印鑑・通帳・保険証を持参のうえ申請してください。申請した翌月分から受給できます。
- ・ 申請書のほかに「年金加入証書」など必要に応じて添付書類を提出していただきます。
- ・ 昨年度支給要件に該当しなかった方で、今年該当すると思われる方は5月30日までに申請してください。

【問い合わせ】保健福祉課 福祉グループ ☎88-2641

三種混合予防接種第1期初回の間隔変更のお知らせ

平成19年度から三種混合予防接種第1期初回（1回目～3回目）の間隔が、下記のように変更となりました。接種されていない方は、早めに接種しましょう。

| | 変更前 | 変更後 |
|--------------------|---|---|
| 第1期初回 (1回目～3回目) | ・ 3週間から8週間の間隔で接種。 ※8週間以上間隔があいた場合でも、次回以降の規定の回数を接種できる。 | ・ 3週間以上8週間以内の間隔を必ず守って接種。 ※8週間を超えた場合は任意接種 |
| 第1期追加 | 変更なし | |

第1期初回の間隔を3週間以上8週間以内の間隔で接種しなければ、任意接種（法定外の接種）になり、予防接種法による健康被害救済は適用されませんので、できるだけ8週間以内の間隔で接種してください。ただし、間隔変更が急に行われたことから経過措置として、何らかの事情により8週間以内に接種できなかった場合、今年度に限り町の任意接種とし、接種料金を町で負担します。

【問い合わせ】保健福祉課 健康増進グループ ☎88-2219

麻しん風しん予防接種を早期に受けましょう

平成18年度から、より安全で有効な麻しん・風しん予防接種を目指し、第1期：1～2歳未満と第2期：就学1年前の2回接種となりました。

麻しんまたは風しんにかかった方は、単抗原用の予診票を交付しますので事前に保健福祉課にご連絡ください。

◆第1期予防接種：1歳の誕生日～2歳の誕生日前日まで

◆第2期予防接種：小学校就学前年度：平成19年4月1日～平成20年3月31日

(今年度対象者：平成13年4月2日～平成14年4月1日出生児)

| | | |
|------------------|---|-----------------|
| 麻しん風しんにかかったことがない | ➡ | 麻しん風しん混合ワクチンを接種 |
| 麻しんにかかったことがある | ➡ | 風しん単抗原ワクチンを接種 |
| 風しんにかかったことがある | ➡ | 麻しん単抗原ワクチンを接種 |

【問い合わせ】保健福祉課 健康増進グループ ☎88-2219

納税には安心・便利な口座振替を！

《手続き》

最寄りの金融機関、郵便局の窓口申込用紙を備え付けてありますので、預貯金口座のある金融機関及び郵便局の窓口でお申し込みください。申し込みをする際は、預貯金通帳とその印鑑、申し込みをされる町税等の納税通知書等の通知番号の分かる書類をご持参ください。

《取扱金融機関等》

青森銀行（本・支店）、みちのく銀行（八戸市内）、八戸広域農業協同組合階上支店、八戸信用金庫、青森県信用漁業協同組合連合会（階上漁協）、郵便局

《口座振替できるもの》

町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料

夜間納税相談所を開設中！

昼間留守がちな方々を対象に、夜間納税相談を実施中です。お電話での相談にも応じますので、お気軽にご利用ください。

相談日：毎週火曜日

時間：17：30～

19：30

場所：町民課税務グループ

【問い合わせ】町民課 税務グループ ☎88-2114

人権擁護委員制度をご存知ですか！！

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。日本が戦後新しく生まれ変わったとき、何よりもまず国民の基本的な人権の擁護と人権尊重思想の普及高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景の下に、昭和23年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民の中であって国民の基本的な人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

毎日の暮らしの中で起こる様々な問題があります。土地・建物の登記、土地の境界争い、遺産相続、戸籍の取扱い、国際結婚、国籍の取扱い、家賃等の供託、

借地・借家、遺言、近所等のトラブル、セクハラ、子どものいじめ問題など、心配事はありませんか？

そんな時、町の人権擁護委員に相談してください。相談は無料で秘密は守られます。

特設人権相談所開設

日時：6月1日(金) 午後1時～3時

場所：ハートフルプラザ・はしかみ(和室)

相談担当者（町の人権擁護委員：敬称略）

北城 忍（ 紳 ） ☎87-3678

松倉 チエ（金山沢） ☎88-4513

坂下 武治（野場中） ☎88-3376

桑原 則子（赤保内） ☎88-2551

根岸 龍典（晴山沢） ☎88-3107

【問い合わせ】町民課 戸籍住民グループ ☎88-2119

受講生募集中！ 公民館講座



《合同開講式》 5月24日(木) 19:00より

講演会「人生百年現役！一生楽しく学ぶ」／青森県南レクリエーション指導者クラブ会長 田島 博 氏

| 中央公民館 | 道仏公民館 |
|--|---|
| 書道教室 日常書道と筆文字を楽しみませんか 毎月第2土曜日／9:30～11:30 (全6回) 初回学習日：6月9日(土) 9:30～ 講師：日本教育書道連盟教授 百鳥清四氏 | パッチワーク教室 お家の中に手作りのぬくもりを！ 毎月第1・3金曜日／13:30～15:30 (全6回) 初回学習日：7月6日(金) 13:30～ 講師：パッチワーク講師 石橋せつ子氏 |
| お花の教室 フラワーアレンジで潤いのある生活を！ 毎月第3月曜日／10:00～12:00 (全6回) 初回学習日：6月18日(月) 10:00～ 講師：1級フラワー装飾技能士 中村眞江氏 | 押し花絵教室 生け花と押し花絵の基礎を一緒に学びましょう！ 毎月第4金曜日／10:00～12:00 (全6回) 初回学習日：7月27日(金) 10:00～ 講師：1級フラワー装飾技能士 中村眞江氏 |
| 川柳教室 あなたの思いを5.7.5の17文字で表現しましょう！ 毎月第3土曜日／13:00～15:00 (全5回) 初回学習日：6月16日(土) 13:00～ 講師：八戸川柳社同人 | 日本のうた教室 なつかしの童謡や唱歌を楽しみましょう！広げよう歌声の輪 毎月第1・4土曜日／19:00～21:00 (全6回) 初回学習日：7月7日(土) 19:00～ 講師：外崎カツ子氏 / 伴奏：馬場涼子氏 |
| 編み物教室 今年の冬は、手編みのセーターであったかく！ 毎月第1・3木曜日／13:00～15:00 (全6回) 初回学習日：6月7日(木) 13:00～ 講師：講談社カルチャースクール全国編み物KCS・手芸講師 竹本肥子氏 | はがき絵教室 手づくりの便りを送りましょう！ 毎月第2・4土曜日／14:00～16:00 (全6回) 初回学習日：7月14日(土) 14:00～ 講師：日本版画院同人 佐藤 明氏 |
| 油絵教室 思いのままに自分を表現してみませんか 毎月第2・4土曜日／13:30～15:30 (全6回) 初回学習日：6月9日(土) 13:30～ 講師：現代美術家協会会員 田口美樹男氏 | ヘルシーふるさと料理教室 ヘルシー料理と郷土料理に挑戦！ 毎月第2木曜日／10:00～12:00 (全6回) 初回学習日：7月12日(木) 10:00～ 講師：階上町食生活改善推進員 他 |
| フラダンス教室 フラダンスで体調バッチリ、さわやか！あなたもフラガール!! 毎週火曜日／19:00～21:00 (全6回) 初回学習日：9月4日(火) 19:00～ 講師：フラダンス講師 内野慶子氏 | 【問い合わせ・申し込み】 ◎中央公民館 (ハートフルプラザ・はしかみ内) ☎88-2044/88-2522 ◎道仏公民館 ☎89-2110 ※町ホームページ「生涯学習情報」からも申込出来ます。 URL http://www.town.hashikami.aomori.jp |
| ◆受講料 無料(講座により材料費等がかかります) ◆申込締切 5月21日(月)までにお申し込みください。開講式後は、各講座初回学習日の5日前までに申し込みください。 | |



階上剣道クラブからのお知らせ

3月18日に階上町剣道協会のご協力で検定試験が行われ、20名が下記の級に昇級しました。

昇級おめでとう(敬称略)

| | | | |
|----------|----------|-----------|------------|
| 山崎 智貴 3級 | 夏堀 翼 7級 | 加藤 龍也 9級 | 吉沢 美奈 9級 |
| 出川 友哉 3級 | 大坂 瑠輝 7級 | 本間 美波 9級 | 佐々木 寛人 10級 |
| 大坂 武瑠 3級 | 黒澤 俊祐 7級 | 附柳 龍平 9級 | 金子 和真 10級 |
| 島守 良誓 7級 | 千葉 大輔 8級 | 下町 一稀 9級 | 宮沢 空 10級 |
| 夏堀 翔 7級 | 小松 慧 8級 | 河門 前真子 9級 | 宮沢 優河 10級 |

剣士募集中！

稽古日：毎週日曜日 時間：10:00～12:00
 場所：町民体育館
 会費：1人500円(傷害保険料のみ)
 資格：小学3年生以上男女問わず

【問い合わせ】教育課 教育グループ ☎88-2764

階上町歴史講座開講

階上町歴史研究会では、今年度も歴史講座を開講します。町には、皆さんがまだ知らない歴史がたくさんあります！今年度は全5回、選択受講も可能です。どうぞお気軽にご参加ください。

- ◆対象者：一般成人 ◆参加費：各講座100円程度(材料代別)
 ◆申し込み方法：6月15日(金)までに電話・FAX又は直接お申し込みください。

プログラム

| 回 | 日時 | テーマ | 講師 | 場所 |
|---|-------------------------|------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| 1 | 6/23(土) 8:30~12:00 | 訪ねて学ぶ(史跡めぐり) 津波の記念碑を巡る2 | 階上町歴史研究会 正部家 奨 さん | ハートフルプラザ・はしかみ 大会議室 |
| 2 | 8/4(土) 14:00~16:00 | 実践して学ぶ(実習) 石碑の拓本を取ろう | 階上町歴史研究会 成田 北土さん | 小舟渡小学校 集合 |
| 3 | 9/29(土) 14:00~16:00 | 聞いて学ぶ(信仰) タイシコウについて | 階上町歴史研究会 館花 久二男さん | ハートフルプラザ・はしかみ 大会議室 |
| 4 | 11/17(土) 14:00~16:00 | 聞いて学ぶ(歴史) 寺下の桑原家について | 寺下観音宮司 桑原 一夫さん | ハートフルプラザ・はしかみ 大会議室 |
| 5 | 12/8(土) 14:00~16:00 | 見て学ぶ(考古) 横沢山、尼寺沢遺跡発掘調査報告会 | 青森県埋蔵文化財センター 小田川 哲彦さん | ハートフルプラザ・はしかみ 大会議室 |

※日程変更や別途費用についてはハガキでご連絡しますので、必ず申し込みを行ってください。

【問い合わせ・申し込み】教育課 教育グループ ☎88-2698 FAX88-1803

年金だより

◆年金制度改正のお知らせ◆

厚生年金保険料などの年金制度の改正が順次実施されています。4月からの主な変更点をお知らせします。

- 70歳以上の方も、会社にお勤めの場合には、**老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となる場合があります。**

70歳以上の方も、厚生年金の適用事業所にお勤めの場合、老齢厚生年金と賃金の合計額が48万円を上回る時は、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となります。ただし、昭和12年4月1日以前生まれの方は、対象となりません。

手 続 き

厚生年金の適用事業所の事業主は、70歳以上の従業員に係る雇用、退職または、賃金等に関する届書を、社会保険事務所へご提出ください。

※ご本人からの手続は不要です。

◆老齢基礎年金繰上げ請求は慎重に◆

老齢基礎年金は原則、65歳から受けられますが、希望により60歳以降でも繰り上げて受けることができます。しかし、受給年齢によって一定割合で年金が減額され、65歳以降も減額された年金を一生受けることになります(繰上げ支給)。

また、繰上げ支給開始後は、65歳前に特別に支給される老齢厚生年金の支給が止まる、病気やケガで障害者になっても障害基礎年金を受けられない、万が一、夫が亡くなった時の寡婦年金を受けられないということも起こります。

※いったん繰上げ請求をすると取り消すことはできませんので、請求に関しては慎重にお考えください。

【問い合わせ】八戸社会保険事務所 ☎44-1742 町民課 戸籍住民グループ ☎88-2119

青森県電気機械器具製造業最低工賃改正のお知らせ

青森県電気機械器具製造業最低工賃が5月1日から改正されます。青森県の最低工賃はその他、和服裁縫業最低工賃と男子・婦人既製服製造業最低工賃の3種類階あり、それぞれの品目、工程によって金額が定められています。

【問い合わせ】青森労働局賃金室 ☎017-734-4114

5月12日は民生委員・児童委員の日

大正6年5月12日に岡山県済世顧問制度設置規定が公布されたことにより、毎年この日を「民生委員・児童委員の日」として定めたものです。

今年のキャッチフレーズ

「広げよう 地域に根ざした 思いやり」

民生委員・児童委員は「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティアです。人には様々な悩みがあります。困った時は、思いやりのある民生委員・児童委員に、どうぞお気軽にご相談ください。民生委員・児童委員には秘密を守る義務があり、相談内容が漏れることはありません。どうぞ安心して御利用ください。

【問い合わせ】

保健福祉課 福祉グループ ☎88-2641

5月31日～6月6日は禁煙週間

WHO(世界保健機関)では5月31日を「世界禁煙デー」と定め、禁煙対策の推進が行われています。

当課では、禁煙を考えている方に対し、たばこに関する検査の他、禁煙チャレンジへのお手伝いをしています。下記期間中は、「スモーカーライザー(呼気中一酸化炭素濃度測定器)」を準備し、お待ちしております。この機会をぜひ御活用ください。

◆実施期間：6月1日(金)～

6月28日(木)の平日

9:00～17:00

◆実施場所：庁舎内相談室、ご自宅等



【問い合わせ・申し込み】

保健福祉課 健康増進グループ ☎88-2219

6月1日、商業統計調査が 全国一斉に行われます

この調査は、商業の実績を明らかにし、国や都道府県・市町村における流通産業施策の基礎資料となるものです。調査の項目は、事業所の名称、所在地、経営組織、年間商品販売額等です。

お答えいただいた内容を統計以外の目的に使うことは法律で禁止されていますので、安心してご記入ください。

5月下旬から調査員が各事業所に伺いますので、ご協力をお願いします。



【問い合わせ】

総務課 企画財政グループ ☎88-2113

青森県キャリア情報センター開設

青森県労政・能力開発課では、定年退職予定者や、就労先の倒産・閉鎖等で離職を余儀なくされた中高年齢の方々を支援するため「青森県キャリア情報センター」を開設しています。

センターでは、キャリア相談員が来訪者の適性や職業経験等に応じた個別相談を行うほか、再就職に関する情報を提供します。また希望者は、人材バンクへの登録をすることができます。

◎開設場所：八戸相談室 八戸市類家2丁目7-40

八戸地域職業訓練センター

(毎週金曜日開設)

◎利用料：無料。但し、事前に予約が必要。

【問い合わせ】

青森県地域労使就職支援機構 ☎017-721-1007

県税口座振替のお知らせ

《口座振替を利用できる県税》

自動車税、個人事業税、法人県民税・事業税、軽油引取税

《お申し込み方法》

通帳と預金届出印を持参のうえ、最寄の取扱金融機関、または地域県民局県税部でお申し込みください。

《取扱金融機関》※県内支店口座からの振替に限られます。

県内各銀行、信用金庫、青森県信用組合、東北労働金庫、各農業協同組合、青森県信用農業協同組合連合会、各漁業協同組合、青森県信用漁業協同組合連合会

【問い合わせ】

三八地域県民局県税部 管理課
☎27-5111 (内線357)

「ろうきん1億円基金」助成団体応募受付中

●助成対象

「文化」、「教育」、「福祉」、「環境保護」、「スポーツ」等の様々な分野で地域づくりの活動をしている県内の団体(再助成、再応募も可能です)。

●助成件数・・・10団体程度

●助成金額・・・1団体20万円(但し金賞は30万円)

●応募期間・・・6月30日(土)まで

※郵送の場合は当日消印有効

東北ろうきんホームページから申込書をダウンロードできます(<http://www.tohoku-rokin.or.jp>)。

【問い合わせ・申し込み】

東北労働金庫 青森県本部
☎017-777-6165

事業主の皆様へ

労働保険（労災保険・雇用保険）の申告・納付はお済でしょうか？

平成18年度確定保険料・平成19年度概算保険料の申告時期となりました。保険料申告書の提出及び保険料の納付期限は5月21日です。

お早めにお近くの金融機関、郵便局等で手続きをしてください。

なお、申告・納付が同時にできないときは、黒と赤で印刷された申告書は最寄の労働基準監督署又は青森労働局へ、ふじ色と赤で印刷された申告書は青森労働局へ提出してください。

【問い合わせ】
青森労働局 総務部 労働保険徴収室
☎017-734-4145

NTT東日本発行の電話帳を回収致します

NTT東日本青森支店ではこのほど、新しい電話帳を各ご家庭・事業所へお届けしました。

NTTでは、地球環境保護として、回収した古電話帳から新しい電話帳を作る「電話帳循環型リサイクル」を行っています。

電話帳配達時にご不在等で配達員に古い電話帳を渡せなかった場合は、後日改めて回収に伺いますので、下記「タウンページセンター」までご連絡ください。



【問い合わせ】
タウンページセンター ☎0120-506-309

平成19年度 自衛官募集

| 募集種目 | 募集人員 | 資格 | 受付期間 | 試験期日 | 合格発表 | 入隊時期 | 待遇・その他 |
|------|-------------|----------------------------------|--------------|------|------|--------------|---------------------------------|
| 技術海曹 | 免許の部 | 20歳以上の者で 国家免許資格取得者等 | 5/7～ 5/25 | 7/2 | 8/21 | 19年 10月上旬 | 3等海曹～海曹長 (免許の種類及び年齢等により異なる。) |
| | 大学・短大・高専卒の部 | 20歳以上の者で 工科系大学・短大・高専卒(見込含む)の者 | | | 10/1 | 20年 4月上旬 | 3等海曹として採用 |

【問い合わせ】防衛省 自衛隊青森地方協力本部 八戸地域事務所 ☎45-1920 (階上町担当：安藤)

裁判員制度 ～最新の情報をお届けします～

国民の皆さんに刑事裁判に参加していただく「裁判員制度」が平成21年5月までに始まります。裁判所では、裁判員制度に関心を持ち、理解していただくためにインターネットを活用して様々な情報を提供しています。

◎裁判員制度ウェブサイト

裁判員制度ウェブサイトでは、制度の紹介、統計などの資料を掲載しているほか、子ども向けのキッズページを設けています。また、裁判員制度広報用映画「評議」などの動画配信も行っています。

URL <http://www.saibanin.courts.go.jp/>

◎裁判員制度携帯サイト

裁判員に関する情報に手軽に携帯電話でアクセスできるように、携帯サイトも開設しています。サイトで

は、裁判員制度に関する最新の情報や裁判員制度の紹介、広報企画の紹介、裁判員制度Q&A、各地の地方裁判所の電話番号などの情報を掲載しています。

URL <http://www.saibanin.courts.go.jp/k/>

◎裁判員制度メールマガジン

裁判員制度に関する最新の情報をお届けする裁判員制度メールマガジンの配信を開始しました。裁判員制度に関する最新の情報やポイント解説、主なQ&Aなどを随時お届けしますので、是非、配信登録をください。バックナンバーは、裁判員制度ウェブサイトでご覧いただけます。

URL http://www.saibanin.courts.go.jp/melmaga/ln_dex.html

【問い合わせ】青森地方裁判所事務局 ☎017-722-5351

町長室より拝啓 ④



階上町長
浜谷 豊美

みんなの力で“元気なはしかみづくり”を！

市町村が自ら創意工夫して取り組む、地域づくりや人づくりなどを支援するという県の3ヵ年事業の採択をうけて、今年は2年目になります。その3本柱をご紹介します。

①階上町協働のまちづくり支援事業

全行政区にまちづくりの担い手『地域アニメーター』の養成と『地区まちづくり計画』を策定

②階上町安全・安心な地域づくり事業

『子ども110番の家』及び『パトロール巡回の充実』

③「元祖いちご煮・階上早生そば」復活による地域活性化事業

昔ながらの“具だくさんのいちご煮”と町内産階上早生で作ったそばの復活と普及

皆さんの知恵とご協力をお願いし、「ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり」の実現を目指して取り組んでいます。

◆階上町協働のまちづくり支援事業
(田代行政区生活道路整備事業の様子)



花生 智紀
(教育課)

教育委員会教育課で体育施設管理、各種スポーツ関係を担当することになりました。5月には、はしかみつつじマラソンが開催されます。大会が無事に成功するように準備をすすめていきたいと思います。階上町のためにという気持ちを忘れずに仕事に励んでいきますので、よろしくをお願いします。

みなさんよろしく
お願いします



工藤 恵美
(保健福祉課)

4月から保健福祉課に配属となりました。弘前生まれの八戸育ちなので、仕事を覚えるのはもちろんのこと、階上町の地理も早く覚えたいと思っています。まずは「基本」がしっかりできるように、努力してまいりますので、よろしくをお願いします。

今月のおすすめ本

※本を借りる場合は図書貸出券が必要です(発行料無料)。その場で発行できますので、身分証明証をご持参ください。

石鉢ふれあい交流館

☎80-1671

貸出時間：9時～19時

(火～土、日・祝祭日)



『そだててあそぼう ジャガイモの絵本』

吉田 稔 編/農文協

プランターや袋栽培など畑がなくても作れる方法や、美味しい食べ方、加工法が満載。子どもから大人まで楽しめる絵本シリーズです。(全12集 60巻)

中央公民館(ハートフルプラザ)

☎88-2044

貸出時間：9時～19時

(月～土、日・祝祭日)



『12歳の文学』

第1回12歳の文学賞受賞作/小学館

若い才能のために、審査員には豪華メンバーが総集結!! あさのあつこ、西原理恵子、重松清、樋口裕一、伊藤たかみ、片山恭一、平野敬一郎、石田衣良、藤原新也、コンドウアキ、100%ORANGE、みうらじゅん、川内倫子、他

道仏公民館

☎89-2110

貸出時間：9時～17時(月～金)

※土曜日は15時まで



『大帝の剣1・2・3』

夢枕 獏 作/株式会社エンターブレイン

大坂夏の陣の後を舞台に繰り広げられる超時代伝奇小説! 「破天荒極まりないこの物語が、ぼくは好きであった。この物語を再び始めることができても嬉しい。(本文まえがきより)



広報カレンダー 5月16日(水)～6月15日(金)



| 5月 | |
|------|---|
| 16 水 | ◆空缶・空びん・ペットボトル収集日(全地区) ◆新聞紙・ダンボール収集日(全地区) ◆1歳6か月児健康診査 (H17.9～H17.11月生まれ ハートフルプラザ・はしかみ 12:30～14:00) ◆陶芸教室(シニア・陶芸作業所 10:00～15:00) |
| 17 木 | ◆燃えるゴミ収集日(東部地区) ◆粗大ゴミ収集日(中央・西部地区) |
| 18 金 | ◆燃えるゴミ収集日(蒼前西地区) ◆ポリオ予防接種 (小松内科医院 受付時間13:00～13:30) |
| 19 土 | |
| 20 日 | ◆運動会(階上小) ◆剣道クラブ(町民体育館 10:00～12:00) |
| 21 月 | ◆燃えないゴミ収集日(全地区) |
| 22 火 | ◆燃えるゴミ収集日(中央・西部地区) ◆民俗資料収集館開放日(9:00～16:00) |
| 23 水 | ◆空缶・空びん・ペットボトル収集日(全地区) ◆雑誌・チラシ・古布・その他の紙収集日(全地区) |
| 24 木 | ◆燃えるゴミ収集日(東部地区) ◆公民館講座合同開講式・講演会 (ハートフルプラザ・はしかみ 19:00～20:45) |
| 25 金 | ◆燃えるゴミ収集日(蒼前西地区) ◆ポリオ予防接種 (小松内科医院 受付時間13:00～13:30) |
| 26 土 | |
| 27 日 | ◆第16回はしかみつつじマラソン大会 (中央体育館スタート・ゴール 8:30～12:00) ◆運動会(登切小) ◆剣道クラブ(町民体育館 10:00～12:00) |
| 28 月 | ◆燃えないゴミ収集日(全地区) |
| 29 火 | ◆燃えるゴミ収集日(中央・西部地区) |
| 30 水 | ◆空缶・空びん・ペットボトル収集日休み |
| 31 木 | ◆燃えるゴミ収集日(東部地区) |

※ゴミは、収集日当日の朝8時までに出しましょう！

| 6月 | |
|------|---|
| 1 金 | ◆燃えるゴミ収集日(蒼前西地区) ◆特設人権相談所開設 (ハートフルプラザ・はしかみ 13:00～15:00) |
| 2 土 | ◆運動会(石鉢・道仏・大蛇小) |
| 3 日 | ◆剣道クラブ(町民体育館 10:00～12:00) |
| 4 月 | ◆燃えないゴミ収集日(全地区) |
| 5 火 | ◆燃えるゴミ収集日(中央・西部地区) ◆陶芸教室(一般/～6日 陶芸作業所 10:00～15:00) |
| 6 水 | ◆空缶・空びん・ペットボトル収集日(全地区) ◆新聞紙・ダンボール収集日(全地区) |
| 7 木 | ◆燃えるゴミ収集日(東部地区) |
| 8 金 | ◆燃えるゴミ収集日(蒼前西地区) |
| 9 土 | ◆三戸郡総合体育大会(～10日 五戸町) |
| 10 日 | ◆運動会(金山沢・小舟渡・赤保内小) ◆剣道クラブ(町民体育館 10:00～12:00) |
| 11 月 | ◆燃えないゴミ収集日(全地区) |
| 12 火 | ◆燃えるゴミ収集日(中央・西部地区) ◆民俗資料収集館開放日(9:00～16:00) |
| 13 水 | ◆空缶・空びん・ペットボトル収集日(全地区) ◆雑誌・チラシ・古布・その他の紙収集日(全地区) |
| 14 木 | ◆燃えるゴミ収集日(東部地区) |
| 15 金 | ◆燃えるゴミ収集日(蒼前西地区) |

◎ゴミ収集日の地区区分について◎

中 央 石鉢、蒼前、野場中、角柄折、金山沢、
西 部 田代、晴山沢、平内、鳥屋部、赤保内、
地 区 耳ヶ吠西

東 部 耳ヶ吠東・荒谷・大蛇・追越・榊・駅前・
地 区 道仏・小舟渡

※家電製品及びタイヤ等のゴミの不法投棄は、禁止されています。**不法投棄した場合、5年以下の懲役又は、1千万円以下の罰金に**処せられるなど厳しい罰則が設けられています。

(広告)

グループホーム
居宅介護支援
1078-88-2595
三戸郡階上町蒼前西二丁目9番の988

(広告)

(広告)

グループホーム ゆとり
こころ豊かなケアの実践と
人の関わりを大切にする
ボランティア(話し相手等)募集中!
いつでもお気軽にお立ち寄りください
AED設置所(24時間対応可能)
039-1212 三戸郡階上町蒼前東6丁目9-181
TEL・FAX 0178-88-1920

(広告)

消防情報

火事は119番へ
 消防本部 ☎ 44-2135
 階上分署 ☎ 88-2105



交番情報

事件は110番へ
 階上交番 ☎ 88-2022
 田代駐在所 ☎ 88-2110



春の全国交通安全運動に参加しよう

1. 運動の期間

5月11日(金)から20日(日)

2. 運動の重点

- ◎子どもと高齢者の交通事故防止
子どもや高齢者を見かけた場合はスピードを落とすなど、思いやりのある運転を心がけましょう。
- ◎飲酒運転の根絶
飲んだら乗らない、乗るなら飲まない・飲ませないを徹底しましょう。
- ◎自転車の安全利用の推進
後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用徹底

山菜採りの遭難をなくそう

山に入るとき

- できるだけ2人以上で入山する。
- 家族に行き先や帰宅時間を知らせる。
- 万一来備え、食料やライター、雨具、携帯電話等を持つ。
- 山に入ったら
- お互いに声を掛け合い、位置確認。
- 急斜面や崖など危険な場所は避ける。
- 万一、迷ったら
- 日没後の行動は事故のもと、歩き回らず救助隊を待つ。
- ヘリコプターの音が聞こえたら、広い場所に出てタオルなどを大きく振って合図する。

山火事防止にご協力を

階上岳の雪も解け、皆さんが心待ちにしていた行楽シーズンがやってきました。この時期は行楽シーズンであると共に林野火災のシーズンでもあります。毎年この時期になると、全国各地で林野火災が発生し、山や森林の貴重な緑が失われています。特に今年の冬は降雪量が少なく、山や森林が乾燥しているため、林野火災の発生しやすい状態にあると思われます。今一度林野火災に対する認識を深め、

山火事防止の重点事項

① 枯草等燃えやすいもののある場所ではたき火をしない。

また、平成19年の山火事防止運動強調期間が、3月20日から6月20日までの3ヶ月間となっております。また、**全国統一防火標語**に「伝えたい 森の優しさ 火のこわさ」を掲げ、山火事防止に努めております。皆さまの一層のご協力とご理解をお願いいたします。

② 火気等の使用後、その場所を離れるときは完全に消火する。

③ 強風または乾燥時には、たき火、火入れ等をしない。

④ たばこの始末を確実にし、吸殻は投げ捨てない。

⑤ 火遊びをしない。



☆平成19年 県内の交通事故概況 ☆ 青森県交通対策協議会

| 発生 | 3月中 | 年累計 | 死者の状態 | |
|----|--------------|-----------------|-----------------------|------------|
| | | | シートベルト | 非着用死者 |
| | | | 飲酒運転による死者 | 1 (±0) |
| | | | 高齢者の死者 ～65歳以上の人～ | 14 (+6) |
| | | | 自動車乗車中の死者 | 6 (+2) |
| | | | 非着用死者 | 2 (+2) |
| | | | 着用していれば 助かったと思われる人 | 1 (+1) |
| 死者 | 9 (+4) | 19 (+7) | | |
| 傷者 | 733 (+32) | 2,021 (-510) | | |

※ () 内は前年比。累計は1月から。速報値のため後日変更することがあります。

☆平成19年 階上町交通事故発生状況☆

| | 3月31日現在 | 前年同期比増減 |
|------------|---------|---------|
| 発生件数 | 8 | -2 |
| 死者 | 0 | 0 |
| 傷者数 | 10 | -1 |
| 死亡事故ゼロ連続日数 | 845日 | |

ふうやうの

蓬垣の花

〈216〉

有谷 升

サラシナシヨウマ (きんぽうげ科)

日当たりのよい草地や林の縁などに生え、伐採地などでは群生することもある。白い穂がゆらゆら揺れている様子は美しい。花期は九月〜十月、花の穂は三十センチほどになり、試験管を洗うブラシのような形は大変ユニークである。和名の由来は山菜として摘んだ

若芽をゆでて水に晒す「晒菜升麻」であるという。穂にくく花の一つをよく見ると、サラシナシヨウマの花には柄がある。升麻は漢方名で、根茎を解熱、解毒、消炎の薬として用いるという。地方名に、アワボ・ヤサイシヨウマがある。



ブラシのような形に花がつく



◇161◇

正部家 奨 / 作・佐藤 明 / 画

八戸藩志和代官所 (五)

寛文十三年(一六七二)には、盛岡、八戸両藩の領界に藩境塚が築られました。寛文十二年二月十四日より一か月間、盛岡、八戸両藩の役人が志和郡へ出張して検分し、これにもとづいて四月十八日から藩境塚を築き立て、六月四日に終了しています。

この藩境塚は、盛岡領と八戸領のものが交互に築かれ、その総数は百二十一塚に及んだと言います。

盛岡領のものは高さ七尺(約二・一メートル)で上に櫓を、八戸領のものは高さ六尺(約一・八メートル)で柳が植えられたと言います。

この後、享保五年(一七二二



○ 十月九日には新山権現神社境内地に藩境塚が築されましたが、このときのもものは両藩合わせて十五塚であったと伝えられています。

江戸時代に八戸藩の代官所が置かれた岩手県紫波郡紫波町は古い歴史をもった町です。子波郡、斯波郡なども表記されてきましたが、現在の紫波町のことです。

この郡は、弘仁二年(八一)に和賀(和賀)・稗縫(稗貫)と共に建郡されたところ

です。古代の城柵に「志波城」があります。現在の盛岡市下太田の方八丁に位置するとされています。

延暦二十二年(八〇三)に坂上田村麻呂が「造志波城使」となって造営したものであると言われます。この「志波城」は東北地方の古代城柵としては最大級の規模のものでしたが、弘仁二年(八一)、しばしば北上川の氾濫による被害に襲われたことから徳丹城(矢巾町)が築かれるに及んで移転し、史上からは消え去りました。

わが町の風景

階上町観光協会 フォトコンテスト 応募作品から

入選

タイトル: 「階上岳つじまつり」

撮影場所: 階上岳

撮影者: 神子沢源次郎さん
(階上町)

使用カメラ: キヤノンEOS

平成18年度に開催された、第3回階上町観光協会フォトコンテスト応募作品をご紹介します。

今年度も第4回を開催予定ですので、皆さん奮ってご応募ください。

※応募要項は詳細が決まり次第お知らせします。



※実際の写真はカラーです



今月の表紙

4月20日、大蛇小学校(大久保伸夫校長)の全校児童84人が学校前に広がる大蛇海岸でフノリ採りを行いました。

このフノリ採りは地域の良さ、特色を知ることを中心に毎年開催されている同校の恒例行事。

児童たちは、辺り一面に生えているフノリを夢中になって集め、手にした袋はすぐに一杯になっていました。

この日採ったフノリはフノリ汁にして全員で試食。海の恵みのありがたさを感じることができた1日となりました。

お詫びと訂正

4月号6ページ、社会福祉法人大洋会が運営する保育園の名称が誤ってました。正しくは「中央保育園」です。

また、11ページの石鉢ふれあい交流館の電話番号が誤ってました。正しくは「80-1671」です。

お詫びして訂正いたします。

平成19年5月受付分



お誕生



おめでとう

(父の名・母の名) (地区名)

| | | | | | |
|-----|----|----|----------|-----|---|
| 村元 | 麻み | お音 | (大介・淳子) | 耳ヶ吹 | 東 |
| 宮守 | み | ツ | (兼一・かおる) | 石 | 鉢 |
| 三ツ井 | り | すけ | (拓・ちあき) | 蒼 | 前 |
| 斉藤 | ん | 介 | (聡・恵美子) | 石 | 鉢 |
| | 涼 | 凛 | | | |

前途を祝福します

(住所又は元の本籍)

| | | |
|------|-----|---------------|
| (笠石) | 洋平 | (十和田市) |
| (下坪) | 智子 | (鳥屋部) |
| (大平) | 雅利 | (小舟渡) |
| (松尾) | みのり | (東京都西多摩郡日の出町) |

お悔み

申し上げます

(年齢・地区名)

| | | |
|----|-----|-----------|
| 森 | ヨシエ | (91・小舟渡) |
| 寅谷 | 岩雄 | (73・駅前) |
| 伊藤 | ヨシ | (92・鳥屋部) |
| 坂下 | 敏男 | (80・追越) |
| 木村 | トミ | (76・荒谷) |
| 西山 | 沙也加 | (14・金山沢) |
| 久保 | スエ | (83・野場中) |
| 柳沢 | 文男 | (65・角柄折) |
| 工藤 | テル | (77・道仏) |
| 木村 | 俊雄 | (76・耳ヶ吹東) |
| 水溜 | たま | (78・赤保内) |

5月31日

固定資産税 第1期

の納期限です。

忘れずに納めましょう。

【問い合わせ】 町民課 税務グループ
☎88-2114

人のうごき

世帯数と人口

平成19年5月1日現在(±前月比)

| | | |
|-----|---------|--------|
| 世帯数 | 5,551世帯 | (+ 39) |
| 総人口 | 15,066人 | (- 13) |
| 男 | 7,558人 | (+ 14) |
| 女 | 7,508人 | (- 27) |



この広報紙は再生紙
を使用しています